

第3回川崎市環境審議会脱炭素化部会（議事録）

- 1 **開催日時** 令和4年8月22日（月） 10時00分～11時57分
- 2 **開催場所** JA セレサみなみビル3階会議室
- 3 **出席委員** 藤野部会長、馬場副部会長、赤川委員、浦野委員、小林委員、小泉委員、志水委員、田村委員、平野委員、山下委員、和合委員（11名）
※藤野部会長、田村委員以外はオンライン参加
- 4 **事務局** 井田脱炭素戦略推進室室長、神山脱炭素戦略推進室担当部長、
内田脱炭素戦略推進室担当課長、加藤脱炭素戦略推進室担当課長、
市川脱炭素戦略推進室担当課長
鈴木脱炭素戦略推進室課長補佐、両瀬脱炭素戦略推進室担当係長、
飛田脱炭素戦略推進室担当係長
須山建築管理課課長、笹川建築管理課担当係長 他
- 5 **関係者** 一般社団法人太陽光発電協会事務局 増川氏、中西氏、中島氏
- 6 **傍聴者** 1名
- 7 **議題**
 - 議題1 全体スケジュールの変更と今後の進め方
 - 議題2 （仮称）再生可能エネルギー総合促進事業について
 - (1) 太陽光発電設備に関する基礎的情報について
 - (2) 部会意見及び事業者ヒアリング等を踏まえた市民・事業者向けの資料作成について
 - (3) 第2回脱炭素化部会でお示した（仮称）再エネ促進事業の制度素案について
 - 議題3 （仮称）事業活動脱炭素化取組計画書・報告書制度の制度案について
 - 議題4 今後のスケジュール・次回の開催
- 8 **資料**
 - 資料1 全体スケジュールの変更と今後の進め方について
 - 資料2-1 地域と国に便益をもたらす太陽光発電CN時代の主力電源を目指して

(一般社団法人太陽光発電協会)

- 資料 2-2 第 3 回脱炭素化部会に向けた事前ヒアリングでの委員の主な意見
- 資料 2-3 川崎市地球温暖化対策推進条例の改正について（市民説明想定資料、全体背景部分）
- 資料 2-4 再エネ設備の導入に関する制度背景
- 資料 2-5 川崎市地球温暖化対策推進基本計画の概要
- 資料 2-6 太陽光発電設備の良い点と課題
- 資料 2-7 よくある疑問を解消【再エネ制度編】
- 資料 2-8 (仮称) 建築物再生可能エネルギー総合促進事業の制度概要（素案）
- 資料 3-1 評価制度に関する制度背景
- 資料 3-2 (仮称) 事業活動計画書・報告書制度の制度概要
- 資料 3-3 よくある疑問を解消【評価制度編】
- 資料 4 今後のスケジュール・次回の開催について
- 参考資料 1 部会委員名簿
- 参考資料 2 第 2 回脱炭素化部会議事録
- 参考資料 3 第 2 回脱炭素化部会御意見及び事業者意見等を踏まえた考え方の整理

9 議事内容

○内田脱炭素戦略推進室担当課長

ただいまから、令和 4 年度第 3 回川崎市環境審議会脱炭素化部会を開催させていただきます。本日はオンラインと対面のハイブリッド開催となっており、通信回線の音声の乱れなどが無いように努めてまいりますので、皆様のご理解ご協力をお願いいたします。私は本日の司会を務めさせていただきます、環境局脱炭素戦略推進室担当課長の内田でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

まず初めに委員出席状況等についてご報告させていただきます。委員 13 名中、現在 9 人の委員にご出席いただいております。したがって、環境基本条例施行規則の規定に基づきまして半数以上の委員の出席により、本日の部会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

また、本部会は、川崎市審議会等の会議の公開に関する条例により、原則公開となっており、本日の配付資料および会議録につきましては、本市ホームページに掲載させていただくとともに、公文書間等で閲覧に供することとしております。なお、議事録につきましては、委員名が分かる形で作成させていただきます。

本日議題 2（1）の太陽光発電設備に関する基礎的情報につきまして、規定に基づき、審議等に必要であるとして、一般社団法人太陽光発電協会にオンラインでお越しいただいております。後ほど改めてご紹介させていただきます。

それでは部会の開催にあたり、当室長の井田よりご挨拶申し上げます。

○井田脱炭素戦略推進室室長

皆様どうもおはようございます。第3回目川崎市環境審議会、脱炭素化部会ということで本日もどうぞよろしくお願ひいたします。

第2回の部会におきまして、様々なご意見を頂戴したところでございます。この間、事務局といたしましても資料の方を整備の方させていただくとともに、事前に委員の皆様にも、資料の方をご確認いただくなど、準備を進めてきたところでございます。

まだ足りない点色々あるかとございますが、本日改めまして資料の方ご説明を事務局としてさせていただきますので、活発なご審議をいただきまして、より良いものにしていただければと思っておりますので、本日もどうぞよろしくお願ひいたします。

○内田脱炭素戦略推進室担当課長

はい。それではこれからの議事は部会長にお願ひしたいと存じます。藤野部会長、よろしくお願ひいたします。

○藤野部会長

皆さんどうもおはようございます。今回第3回ということで、しっかりとですね、議論して答申まで持っていける中身になるのかどうか、ぜひ皆さん確認していただきつつ、ご疑問があれば本当にどんな些細なことでもお聞きいただけたらと思います。

あと念のため、前回の議事録も確定していて、前回、第2回以降何かコメントがあれば1週間の猶予あったと思いますが、特にそれにはコメントはなかったということですか。はい、分かりました。それで確定ということで、それでは議事の方に入りたいと思います。

まず議題1の全体スケジュールの変更と今後の進め方について事務局からはご説明をお願ひします。

○内田脱炭素戦略推進室担当課長

はい。資料の共有をいたします。資料1、議題1の全体スケジュールの変更と今後の進め方についての資料をご覧ください。

前回7月27日の部会の中で出た議論を記載の通りまとめてございます。こうしたことを受けて、課題として制度の重要性、必要性の根本的な部分をしっかりと論じる必要ですとか、エビデンスに基づく回答を全て整理する必要、また、市民事業者にも分かりやすく伝わる説明資料を作っていく必要があるといったような課題が示されてございます。

こうしたことを受けまして事務局としては、エビデンスをしっかりと整理、必要事項の抽出と整理を実施し、また併せて、太陽光発電に関する専門的地権者による説明を実施、さらに市民事業者が読んで分かる簡単に要点をまとめて分かりやすい資料の作成等について対応していきたいと考えてございまして、議題の次の議題以降に進めさせていただきた

いと考えております。

こうしたことから、予定議題を変更いたしまして、当初予定から変更いたしまして、今回これらに関する議題の議論を行わせていただきたいと考えてございまして、併せて9月に臨時会を開催してさらに言論を深めていきたいと考えてございます。

まとめますと、こちら当初のスケジュールといたしましては、全4回の議論で終わらせる想定しておりましたところ、今回より一層議論を深めるために今回第3回8月22日ですが、次に9月13日に第4回を設定させていただいて、議論を深めてまいりたいと考えてございます。

それらをまとめますとこちらのような形になりまして、今回の議題でお伺いした内容といたしましては、9月の臨時部会の開催および前回部会を踏まえた今後の対応の考え方について今回ご了承いただきたいと考えてございます。説明は以上でございます。

○藤野部会長

はい。どうもありがとうございました。

念のため、神奈川県さんが今傍聴されている。傍聴者は今回神奈川県さんだけという理解ですか。

○内田脱炭素戦略推進室担当課長

はい。

○藤野部会長

ありがとうございます。今のご説明に対しましてですね何かご質問等ありましたら挙手のボタンが直接お話いただくか、何かありますでしょうか。もう1回だということで、すみませんけれどもお時間いただけたらということです。

よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。それでは議題2の(1)太陽光発電設備に関する基礎的情報について、事務局からご説明をお願いします。

○飛田脱炭素戦略推進室担当係長

はい。議題2の(1)につきまして、本日、一般社団法人 太陽光発電協会 事務局企画部長の増川武昭様にオンラインでお越しいただいております。皆様の様々な疑問解消に向けて太陽光発電設備に関する基礎的な情報をご説明していただく予定でございます。

それでは増川様どうぞよろしくお願いたします。

○一般社団法人太陽光発電協会事務局増川企画部長

はい。皆さんおはようございます。太陽光発電協会の増川でございます。本日はこのような貴重な機会をいただきましてありがとうございます。

私の方から早速、話を始めさせていただきたいと思います。今画面を共有させていただきます。今画面を共有したと思うのですが皆様、資料見えてますでしょうか。

○内田脱炭素戦略推進室担当課長

見えております。

○一般社団法人太陽光発電協会事務局増川企画部長

ありがとうございます。本日のお話は、地域と国に影響をもたらす太陽光発電カーボンニュートラル時代の主力電源を目指してというそういうタイトルでございますけれども、本日は主にですね6つ、大きく分けて6つ説明の内容がございます。

最初はですね、我々、太陽光発電協会のビジョンとミッションでございますけれども、国の第6次エネルギー基本計画の実現を視野に、国と地域に求められるエネルギーを、地域と共に作り、地域社会との調和共生連携を図ることで太陽光発電が国と地域に大きな便益をもたらす自立した主力エネルギーを目指す、これは我々ですね、太陽光発電協会ビジョンでございます。

主な活動内容ですけどもここに説明は割愛いたしますけれども、普及促進のために様々な活動を行っております。

会員数でございますけれども、今現在だいたい119の会社団体からなっております、販売施工の会社だったり、周辺機器のメーカーだったり、太陽電池のセル・モジュールメーカーだったり、あとエネルギー会社ということでございます。

続きまして、2.国内の導入目標でございます。これ皆さんご承知の通りですね。2030年には、46%の温室効果ガス削減という国の目標になっておりますけれども、それに合わせて太陽光発電の導入目標はどうなっているかということでございます。足元でございますけど2020年に、累計で61GW、1GW100万キロですのでこれ全部で6,100万kW相当となります。これは既に導入されたもの。これを、2030年までにこれ第6次エネルギー基本計画では103.5から117.6GW、を目標にしております。

我々太陽光発電協会も元々100GWの目標を掲げていたわけですけども、国の目標に合わせて125に我々も情報を修正しております。いずれにいたしましても、足元の61GW、数GWからですね、倍ぐらいいは増やさないといけないという状況にあります。

続きまして、我々太陽光発電協会の2050年に向けた太陽光発電の導入の我々の目標というかビジョンでございます。2050年には、300GW、3億kWになるわけです。容量ですね、これを目標としておきますけれども、これあくまでも、温室効果ガス80%削減目標にしたものでございます。これを策定したのは2020年前の2010年ですので、少し古いのですけれども、今カーボンニュートラルにしようと思ったら、これよりもっとたくさん入れないっていうことになります。

2030年ごろまでにいま足元ですね導入量が減りつつありますけれども、これを反転させ

て、今 FIT に依存しているものから FIT から脱却して、自立して電力市場の統合、これが今大きな課題になっているということでございます。

どういう場所に設置するかという資料でございますけれども、2030 年の我々 125GW の導入量に対して需要地に近い場所で需要地から少し離れた場所というふうに分けておりますけれども、川崎市さんの場合ですと、ほぼ、この需要地に近いところになるのではないかと、住宅地とかですね、そういうところ合わせて 50G ぐらいは入るでしょうと。で、2050 年に向けてはですね、トータルで 300 ですけども、そのうちの半分ぐらいはですね、需要地に近いところに設置するという、そんな私共の見方になっております。

続きまして、太陽光発電のですね FIT の買取価格でございますけれども、当初 40 円ぐらいだったのが、事業用ですともう 10 円ぐらいにもう相当 4 分の 1 に下がっていると。住宅の方も税抜き、消費税除いた価格でございますけれども 42 円だったのが 40 円だったのが、今では今年度 17 円に下がっているということでございます。これは太陽光の発電コストが安くなってきているということを表しているわけですけども、相対的な競争力という観点で言いますと、例えば事業用ですとだいたい電力量料金で 15 円ぐらいだと思います。足元多分相当上がってくるはずなのですが、今 15 円 14 円ぐらい、15 円ぐらいに比べると太陽光発電を導入した方が、買うより安いということがお分かりになると思います。

同じように住宅に関しても、これは電力量料金ですけども、今もうこれから上がってくるとは思いますけど、だいたい 25 円ぐらいでございますけれども、これに比べても、住宅の運用の方はですね、今コストが安いということでコスト的には競争力がついてきているということをご理解いただけたらと思います。

続きまして、これあくまでも参考ですけども、太陽光発電が色んな地域住民、ローカルのレベルから国家国民のナショナル、それから地球人類グローバル、あらゆる段階においてですね便益をもたらす、それが我々の目指すところであるということでございますけれども、地域住民というここに書いてございます通り、地域経済にも貢献したりとかですね、エネルギーコスト削減、それから地域産業の活性化とか雇用、建設、維持管理も含めて、税収増、遊休地の横入りを、それから一番大事な一つはその安心安全ということで、停電時等も災害拠点として電力を供給することができるということになります。

続きまして、川崎市さんの方で今検討を進めております、再エネ義務支援と総合促進事業の現時点での素案につきまして、我々の見解を少しお話させていただきます。

一つ目が、義務制度の一致ということで、大規模を建設、建築物の新築、増築の建物に関してでございますけれども、まず一つ目義務対象者についてですけど、今検討の中身では建築主を義務対象者ということを考えておられる、これには賛同いたします。これは最も効果的であるというふうにも大規模建築物の方はそういう風に思います。

義務量の考え方につきましては、上限値約 41 kW と考えておられるようですが、我々としては不要ではないかというふうにも考えております。理由でございますけれども、

大規模の建物になりますとだいたい高圧受電していると思いますけれども、そういう高圧受電の建物であれば、電気主任技術者選任されて任命されていると思うのですが、その電気技術者の人が太陽光発電設備とも一緒に見ることができますので、わざわざ追加でそういう技術者を選任する必要がないのではないかと。それから、2つ目ではですね、対応電池モジュール変換効率、これが年々向上しております、10年前2010年ぐらいですと、だいたい変換効率15%、16%と一般的ですが、今20%を超えて、21%とか21.5とか出ていますので、同じ面積でも、たくさん太陽電池が乗るというそういうふうになりつつあると。後は将来的に壁面とか窓への建材一体型の設置も可能になればもっとたくさん設置できる可能性が出てくるかなと思います。

あともう一つですね、一定条件のもと、再エネ電力調達を認めることの妥当性。建物あるいは地域外からも含めてだと思っておりますけれども調達することを認め、つきましては我々と妥当だと考えております。ただし、いまFITの非化石証書が需要家も、直接買える調達できるというふうな制度改革が進んでおりますけれども、だいたい最低価格は0.3円、1kW当たりでだいたい0.3円だと思いますけど、それを買って、調達したということにするのではなくてあくまでもですね、追加性、既に導入されたFITの証書を買うのではなくて新たに設置することに意義があるわけですし、そのためには例えばオフサイト型のPPA等のそういう追加性なる再エネ設備化の調達に限定してはどうかと。

あとここでも先ほどの41kWの上限値はいらぬのではということも申し上げましたけれども、外部から調達することを考えますと益々、上限値はいらぬのではないかと。ことごとございます。

続きまして義務制度の2、中小規模の建物供給事業者の話ですけれども、義務対象者を今供給事業者をというふうにご考慮されるということですが、これにつきましても賛同いたします。

これ理由はもう皆さんご承知の通りですけれども、建築主ですね中小の建物建築主にそういう省エネ性能と把握したり報告っていう、非常に多分ハードルが高く難しいだろうということをご考慮するとですね、供給事業者に義務付けるのは妥当だと考えます。

義務化したこれ一番大事なのですけれども、義務化した場合の建築主ユーザーのメリットですけれども、これ大規模中小住宅全て共通はしておりますけれども、今先ほどご説明した通り、太陽光発電のシステムも相当安くなっています。ということで今の足元をもっと多分メリットが大きくなっていると思うのですけれども、建築主ユーザーにとっては導入等に伴うメリットを享受できるであろうと。

ただしですね、導入に際しては、昼間余剰が出ればそれを系統に流すということになるわけですが、それどうやっているかとかですね、あるいはその昼間あまり余剰で出すぐらいで自分で使うにはどうすればいいとかですね。あるいはその初期費用の負担もつての課題でありますので、そういう発電する電力を有効活用したりですね、初期費用の負担を変えても電気料金で支払いが可能となるようなTPO、第三者所有モデルこういったも

ののサービスを利用いただくことは良いのではないかと考えております。

での再エネ設備による経済性の向上の話ですけども、先程も何度も説明いたしました住宅用でございますけども、システム価格がどんどん下がってきています。ということで経済産業省のですね、ある試算に基づくと、住宅用で17円台、事業用ですともっと安く13円、14円あるいは場合によっては10円近くなることもございますけども、そのぐらいのコストだと。一方、自分で電気料金払う場合は、深夜の安い料金でも17円を超えると、昼であれば25円ということなので、自家消費する場合のメリットっていうのは明らかであるということでございます。

もうこれ何度もご説明しましたけども、発電、FITの買い取りが下がってきて、あともう一つですね、事業用の場合考えなきゃいけないのが、卸電力（市場）のスポット価格でございます。これが今相当上がってきています。これは結果的に小売電気料金にも反映してくると思うのですけれども、従来は、だいたいここ5、6年はkWhあたり10円ぐらいで推移しておりましたけれども、昨今の色々な燃料価格の高騰によりまして、これ足元の今年の7月ですともう30円/kWhで超えていると、もう大変な状況になっていると。これいつまで続くか分かりませんが、今の太陽光の先程の10円とか、15円とか、17円に比べたら相当高くなっているってことがお分かりになると思います。

それからもう一つ重要なことは、発電の自家消費で設置される方だけでなく、もう太陽光によってですね、電気料金全体を下げる効果もあるということだということをちょっとご理解いただきたくてこの絵を用意しました。これは東京エリアの東京電力管内の7月29日のスポット価格でございますけれども、だいたいこれ48コマ30分単位ですので、深夜から深夜までということなのですが、だいたい夕方ぐらいからですね、35円と非常に高い料金になっていると。一方昼間、朝から昼間下がっていると。これは実は太陽光が発電しておりまして、そのおかげで燃料代の高い火力発電所を稼働しなくていいと。比較的燃料価格の安い火力を稼働することによって、あと太陽光で発電することによって、本来は例えばこういうふうになっているのは、ごっそりその分安くなっているっていうことで今相当この部分は、スポット市場を下げる効果があると我々理解していますので、もちろんその将来的な蓄電池等によって、この辺の価格も下げるならもっといいのかもしれませんが、そういう効果をちょっとご説明させていただきました。

次、再エネの設置の経済性の向上でございますけれども、これ住宅用、住宅にかける太陽光っていうのは昼間12時近辺が最も発電するわけですけども、一方電力消費というのはそういうふうに必ずしもマッチしてないということで、この部分は余剰で出てしまうと。だいたい住宅用の場合ですと6割から7割が余剰だというふうにだいたい考えています。ですので、これ非常にもったいないと。売ってしまえばFITで売っても17円ぐらいになってしまう。自分で買えば、24円か5円かもっと高い、今だと価値があるものですね。売るぐらいだったら自分で使ってですね、それでCO₂を削減、自分の給湯等についてCO₂削減するっていうこともできるので、そういうことを考えていただきたいと。

あとはもちろんその事業者であれば別ですけれども、住宅のオーナーさんであれば自分で電気をスポット市場へ売るっていうのはできませんので、基本的にはFITで買い取ってもらう、この余剰分を買い取ってもらうというふうに、考えることが重要なこととございます。

先程の少し重なりますけれども、昼間の余った電気等を、一つは、そのヒートポンプ給湯器で、これ熱としてお湯で貯められますので、余って余剰時間溜める、あとは電気自動車に充電、自分で電気自動車を持ちの方は充電してそこに貯めておくと、人によって車から放電させて夜間使うこともできますので、そういうことをやって、外から買えばCO2出ている電気を買うしかないわけですから、自分で使う限りは、それはCO2フリーになるわけですから、自分の車、給湯数も含めてCO2フリー化ができるというふうに考えてください。

初期費用の問題ですけれども、住宅を購入される場合はですね、一次取得者の層にとっては、住宅ローン組まれている方が多いと思うのですが、その中に太陽光発電ですね、設置コストが入ってしまうとなかなかローンが組みにくいっていうこともあるかと思いますが、そういう場合は、今その第三者所有モデル、TPOやPPAっていうのはこれ初期費用の負担軽減が可能になりますので、こういうのを是非活用を考えていただければというふうに思います。

続きまして、太陽光発電の適正な運用、廃棄等についてですが、まず運用あるいは設備の設計・施工も含めまして、私共は、もちろんガイドラインも作っておりますけれども、PVマスター技術者認定制度っていうのを設けておりまして、これで例えば施工技術者の養成、あるいはそのPVマスター保守点検技術者の養成、こういうのを我々は色々と力入れて今やっているところでございます。

続きまして私共、太陽光発電システムの保守的ガイドラインというのもこれも策定して公表しておりますけれども、ポイントはですね、保守点検を維持管理計画のこれを作るとかですね、あるいはどういう体制を作ればいいのかとそういうガイドラインでございまして、住宅用、産業用全てへの発電設備でございます。

太陽光発電の場合はですね、管理責任は設備の施工業者とかメーカーではなくて、消費者になるわけですが、それをちゃんと自覚していただいてしっかりメンテもやってもらうということかと思っております、はい。

それからこれパンフレットもいろいろ作っておりますけれども、これ太陽光発電設備を設置されたオーナー様向けに、分かりやすいように「続けようソーラー生活」ということで、色んなポイントとして、点検が大事だとかですね、それから災害時どう対応するとかも含めてこれに色々書いてございますので参考になろうかと思っております。

続きまして、これは太陽光発電の事業あるいは発電を終えて廃棄する場合の課題2の対応でございますけれども、私どもの認識としては、2030年以降使えるように太陽電池モジュールが廃棄される可能性があるかと。ですので、太陽電池モジュールの特徴というのがご

ざいますので、そこに留意した持続的にちゃんと対処できるような、そういう適正処理及びリサイクルの仕組み作りが我々は必要だというふうに考えています。その取り組みに向けて我々ができることと何かというようなことを含め今色々検討しておりまして、そういう組織も今作って、「適正処理リサイクル研究会」というのを作ってやっております。

それに関連して様々な情報も発信しておりますけれども、太陽電池モジュールの設計に関しては環境配慮設計アセスメントガイドラインを作ってそれを公表したり、有害物質の情報提供についても、情報提供のガイドラインというのを策定して、このガイドラインに従って情報提供する太陽電池メーカーというのをこれ一覧表にしたり、後は、適正処理リサイクルを行う廃棄物の中間処理事業者とかですね、そういう一覧表もホームページで公開したりしております。

以上が私からのご説明になりますけれども、本日はどうもありがとうございました。

○藤野部会長

増川様、本当にお忙しい中、貴重な情報提供ありがとうございます。

委員のメンバーの方からですね、何か今のご発表でご質問とか是非この機会にぜひ増川さんにお聞きしたいことがありましたら、挙手ボタンか直接声を出してご質問なりコメントしていただけたらと思います。いかがでしょうか。

小泉委員、よろしくお願ひします。

○小泉委員

他の人は分かっているかもしれませんが、非常に素朴な質問をさせていただきます。本日のスライドの15番、プリントしたものと13ページのところで、不足した電力については電力事業者の送配電事業者から購入すると記載してありますが、この部分についての質問です。例えば大雪が降った日とか雨が長く続いた日とか、そういう場合、確実にその送配電事業者から電力を購入するのは保証されているのでしょうか。何か別途契約が必要になるのでしょうか。最近、電力が逼迫している中で、新しい発電業者や送電事業者が困っているという新聞記事を見たりするので、その辺りについての質問です。

もう一点それに関連して、例えば国全体で先ほど蓄電池だとか、エコキュートは非常に有効だという説明があったのですが、国の環境省などで、そういうものの設置補助について、国としてはどのように考えているのか、もし分かっていたら教えていただきたいと思ひます。素朴な質問ですが、以上です。

○藤野部会長

よろしくお願ひします。

○一般社団法人太陽光発電協会事務局増川企画部長

はい、ありがとうございました。小泉様。

まずですね、これが住宅のだいたい太陽光の発電、消費となるわけですけども、この朝と夜とどうやっているのだということですけども、この時間帯については通常の皆さん住宅で家庭用の電気購入されている小売り事業者から購入されているものと全くそれと同じでして、東京電力の管内であれば東電さん、あるいはその新電力さんから電気を購入されて、太陽電池を設置しようが設置しまいが同じように供給されるということですので、そこは全く心配する必要はありません。これは住宅に限らず、他の事業ビルでも工場でも、小売はちゃんと供給してもらってやるということになります。

もう一つは何でしたでしょうか。

○小泉委員

もう一つ、エコキュートや蓄電池で、国の補助金などについてお聞きしたいです。

○一般社団法人太陽光発電協会事務局増川企画部長

はい。蓄電池につきましては環境省も色々補助金を出しておられまして、その事業用も含めて、あとは自治体でも蓄電池補助金、東京都様もされたと思うのですけれども、そういうところで蓄電池設置に関するいろんな支援、補助事業というのは日本全国で結構あるかなと理解しておりますので、活用されてはどうかと思います。

○小泉委員

ありがとうございました。

○藤野部会長

ありがとうございます。他にどなたかご質問なりコメントなりある方いらっしゃいましたら、お願いします。田村委員お願いします。

○田村委員

よろしいですか。知識がないので、誤った質問かもしれませんがすみません。

○藤野部会長

マイクでお願いできますか。

○内田脱炭素戦略推進室担当課長

マイク使っていただけますか。

○田村委員

知識がないので、誤った認識かもしれませんが、教えていただきたいことがあります。今日の資料の18ページですが、いわゆる点検は義務ですかというのがあってですね、これ非常に見づらいですけども、一応義務だと。その根拠はIT法っていうのですかこれは。法律は。

○一般社団法人太陽光発電協会事務局企画部長 増川

すいません、音声聞こえておりません。

○藤野部会長

聞こえますか。増川様聞こえますか。

○両瀬脱炭素戦略推進室担当係長

すいません、声届いていらっしゃるでしょうか。

○藤野部会長

今、聞こえますか。

○一般社団法人太陽光発電協会事務局企画部長 増川

私の方には少し聞こえておりません。

○藤野部会長

他の委員も聞こえていませんか。今、会場の方で声出しておりますけれども、誰も聞こえていないのでしょうか。

○一般社団法人太陽光発電協会事務局企画部長 増川

こちらの方では聞こえてございません。

○藤野部会長

誰も反応がないですね。

○両瀬脱炭素戦略推進室担当係長

今の声は届いておりますでしょうか。

○一般社団法人太陽光発電協会事務局企画部長 増川

今の声は届いております。今は大丈夫です、明瞭に聞こえております。

○藤野部会長

今聞こえますか。分かりました。もう一度すいませんご質問お願いいたします。

○田村委員

少し知識がないので不正確な質問になろうかと思いますが、教えていただければと思うのですが、資料の 18 ページの左側に「続けようソーラー生活」っていうのがあり、点検は義務ですかというのが右の方でクエスチョンの 6 であって、義務だと。義務であるときにこの IT 法っていうのですかね。

○両瀬脱炭素戦略推進室係長

FIT ですね、改正 FIT 法ですね。

○田村委員

FIT ですか、それに基づくガイドライン、ここに書いてあるということですが、そうするとこれは法律上の義務ではなくてガイドラインが求めているだけなのか、それともそもそも法律に保守点検が義務だと書いてあるのか。もし法律上の義務であるとするれば、この違反に対してどういう担保があるのかと。

それからもう一つ、この改正法で入っているのでしょうか。そうなると、法律の制定改正の場合には必ず立法事実、特にこれをデータの的に求めるというのが現在の立法技術ですが、保守点検、特にこの点検をしなかった場合に、何か大変不都合な事態が生じて、従って義務化されたのかですね。この辺り教えていただければというふうに思います。

○藤野部会長

今のスライドだと、20 の「続けようソーラー生活」って映っている右の 9 の 6 のところについてのご指摘ご質問ですね。増川様いかがでしょうか。

○一般社団法人太陽光発電協会事務局増川企画部長

はい。まず、事業計画策定ガイドラインっていうのが、経済産業省で策定しております、FIT の認定を受ける場合は、申請する場合は必ずこれを読んで、このガイドラインに従って皆さん保守点検ありまして、一応宣誓することになっています。従って、FIT の認定でその住宅の事業者さんでも認定を受ける時は、そのガイドラインに従って保守点検をやりますよっていうことを、私は宣誓されてるというふうに認識しております。

ただ、罰則というのはなく、保守点検やらなかったからといって、何か特に住宅用の場合には罰則を受けるっていうことはないというふうに理解しております。保守点検については我々としても是非、メンテナンスフリーではないので、定期的に点検していただけれ

ばと思います。

そういう意味では制度上のガイドライン上はそれをやりますというふうに宣誓させられているということと、特にそれを守らなかったからといって罰則っていうのはないっていうふうに認識しているということで、よろしいでしょうか。

○田村委員

それとですね。先ほどお話したように、守らなくて、点検をしないときに何か重大事故が起きたりとか、そういうことがあるのかどうか。あるからこういう義務化して宣誓を求めるといったことになったのか、このあたり、極めて技術的なところは素人なものですから、もし、教えていただければ大変ありがたいです。

○一般社団法人太陽光発電協会事務局企画部長 増川

私達の理解している、認識している範囲では、事故がないわけではないです。ただ、メンテナンスしなかったからといって、何か事故が起きるかっていうと必ずしもそうではないのですけれども、日常点検をすることによって、そういう事故っていうのは事前に、未然に防ぐこととができますので、是非やっていただきたいのは我々の考えでございます。

基本的には2年に1回とか、あるいは、例えばパワーコンディショナーですと15年から20年で例えば寿命が来たら交換するとかっていうのがありますけれども、そういう意味で、維持管理をやらなかったからといって直ちに危険になるとか、あるいは事故が起こるって、必ずしもそうじゃないけども、そういうのを未然に防ぐために是非、一からやっていただきたいということです。

○田村委員

最後に、具体的な事故内容を一つだけ教えていただければ、とてもイメージがつかみやすいのですが、どういう事故がございますでしょうか。もし起きたとして。

○一般社団法人太陽光発電協会事務局増川企画部長

一番多いのは何かの不具合で止まってしまうとかですね、発電が止まってしまうっていうのが多いと思うのですけども。後は、例えば屋根から何か不具合で、工事の施工不良が理由だと思いますけども、雨漏りとかですね、そういうこともあるでしょうし、後はパワコンから何か火花が出たということも少し聞いています。

そこは消費者庁で全部情報は公開されておりますので、そちらの方を見ていただければと思います。全てそういう事故は公開されております。

○田村委員

どうもありがとうございました。大変勉強になりました。

○藤野部会長

どうもありがとうございます。その事故はおそらく確率的には非常に少ない確率ではないかと思うのですけれども、少しその辺また事務局、フォローしてですね。皆さん市民の方が心配されると思いますので。田村会員どうもありがとうございました。

小林委員もお手が上がっているかと思っておりますのでお願いします。

○小林委員

聞こえてますでしょうか。

○藤野部会長

聞こえております。

○小林委員

ありがとうございます。増川さんありがとうございました。色々懇切なご説明ありがとうございました。

いいと思うのですが、やっぱり心配な点がいくつかあって、もう少し今の事故とかのことも含めて、少し消費者に分かりやすいご説明をお願いできたらもっと良いなあと思いました。

個人的にはもう20年以上太陽光発電やっておりますけど、メンテには時々来ていただいています。例えば、一番表面のところに穴が少し開いて水が漏れるとかいうのを点検していると見つけてくれて、それを塞いでくれるので、パネルの能力が維持できる、というようなことがすごくありがたいことですね。私のパネルは20年保証が付いていたので、結構メーカーがきちっと見に来てくれました。インバーターについても、うちは何も故障は20年経つ間特に何もないのですが。他のお宅で何か発火事故があったということで、これもリコールがかかって直していただくっていうのも、やってくれましたので事実上メンテで費用がかかったことはないのですが、そういう点で、その頻度とか費用なんかについてもですね、何か法外な要求が起こるわけではないということをおっしゃっていただくともっとありがたかったかなと思います。

それからあと、もう少し聞きたい点がありまして、それは太陽光パネルを将来廃棄していく段階で、オーナーがものすごくその法外なこれまた負担を求められるということが有るのか無いのかですね。何かいまのお話聞いていると、その無限定に責任を負っているような感じもするのですけれども。既存の廃棄例とかリース例とかいろいろ出てきていると思うので、そういうことから想像すると、そのオーナーが負うリスクというのはどのぐらいのものか。つまり例えば今でも家電だって壊れればリサイクル料金取られて処理をしますけれども、そういうのに比べてですね、法外なことなのかどうか、といったこ

とも少し消費者目線で教えていただければありがたいなど。これは質問であります。でも全体としては良く説明してくださいました。

それから最後ですけれど、少し玄人じみているかもしれませんが、先ほどのご質問にもあったのですが、昼、太陽光発電が思う通り発電しなかったときに、予備の供給力は大丈夫ですねっていうのはご質問のポイントだったと思うのですが、これはどうなのかということです。つまり、昼のピークの方が夜よりは高いと思うので、その予備力みたいなのは大丈夫なのですかっていうことです。他方で、今ですら出力調整を要求されるような場所も出てきていて、太陽光パネルをたくさん貼ったからといって、すぐCO2が減るってわけでもないと思うのですね。これら昼間での発電量の変動への備えについてどうなのかと。ゆくゆくは蓄電池なんかを作って、夜のCO2を減らすってことにも使えると思いますし、経済性も出てくると思うのですけれども、しかし出力調整なんかが、特に川崎市の場合は、東電管内ですけれども、必要になるぐらい太陽光発電がたくさんあるのかどうか、今以上に貼っても平気なのか、この辺もおそらく先ほどの質問とは逆の質問ですけれども、懸念される方もいるかと思えます。

質問ですから3点ということで、補足をしていただければさらに説得力が高まるかなと思いました。

○一般社団法人太陽光発電協会事務局増川企画部長

ありがとうございます。

まずその廃棄の費用どれぐらいかかるのだと、あるいはその法外な費用を請求されることがないというご心配のお話がありましたけれども。まず、基本、太陽電池モジュールも20年以上、30年とか持ちますので、できるだけ長く使ってもらおうと。パソコンも20年使えているって話もありますけれども、場合によって壊れたら交換してもらおうということです。やればもう20年30年経ってもずっと長い間使いますので、もうずっと使ってもらおうっていうのがまず基本になります。

もうどうしても古くて替えなきゃいけないという場合は、新しいものに変えてもらい、新しいものにリプレースする時に、その撤去や廃棄も全部やってもらおうと、その設置のコストと共有できますので。足場を作ったりというのが結構コストかかると思うのですが、新しく太陽電池付ける費用とそれで全部カバーできると思いますので、そういうふうにするばあまり余計なコストかからないと思います。

あとは最終的には、家を解体する時にわざわざ太陽光の太陽電池パネルだけ屋根から外すのは、やっぱりコストかかりますので、できるだけそういうことをやらずに新しいモジュールに変える、あるいはその家を撤去する時に、解体するときに一緒に撤去してもらうことであまり追加コストかからないと思いますので、そういう方法をとっていただければ、あまり心配はないのではないかというふうに思います。

それから2つ目が供給力ということで、昼間でも太陽光発電してない時間帯や夜間どう

するんだということです。基本は、送配電事業者さんが東電管内、あるいは東京電力の関わる送配電事業者さんがエリア全体の需給を見ながら、色んな火力を動かしたり揚水発電だったり、太陽光が発電している時間帯を軽く押さえている、そういうエリア全体で需給調整をやっておりますので、結果的にはそれを小売事業者が皆さん買うことになるわけですが、その全体の需給調整の中で、皆さんの太陽光以外の時間帯の電力をきちっと供給していただけると、いうことかなと思います。

あと、もう一つ出力制御の話ですが、おっしゃられた九州電力管内では、需要が少ない割に太陽電池がたくさん導入されていますので、今でも5月の連休や需要が少ないときは抑制されたりしております。一方、東京電力管内は需要がたくさんありますので、まだあと3年後以内に起こるとかって聞いたこともないですし、あと2050年ぐらい起こっているかもしれません、2040年ぐらい起こっているかもしれませんが、今のところ少なくとも東京電力管内の中で、需給バランスが保てなくて、抑制されるっていうことは、中々これは相当先にならないと起こらないだろうなというのが一つ。

それから2つ目は、九州電力管内でも住宅は抑制されておられません。事業用とかすごく抑制されていますけど、そういった意味では家庭用が抑制されるっていうことは九州電力管内では抑制されてないってことで、あまり特に東電管内さんで心配される必要はないかなと私は思っております。もちろん将来的に蓄電池を入れられ、色んなその電気自動車に貯めるとか、色んな方法でできますので、そういう意味では、あまり心配なさる必要はないかなと思っております。よろしいでしょうか。

○藤野部会長

どうもありがとうございます。

あと平野委員から手が上がっております。よろしくお願いします。

○平野委員

ご説明いただきありがとうございます。内容がよく分かりました。それで2点ほど質問があるのですが。

先程、廃棄コストがだいたい大丈夫なんだっていうお話があったわけなのですが、実際にはパネルの処分費っていうのはどのくらいのものなのかと思います。やっぱり目安がないと、その住民の方が載せるのに不安だと思いますので、その目安っていうのがどのくらいあるのかというのを教えていただきたいのと、なぜ目安が必要かというのと、もし空き家問題と同じように将来的にパネルだけを残して、その放置された空き家を行政代執行で潰すとか、その処理を行政側の負担で撤去しなければならない事態というのも、20年後30年後というのには起きかねないわけですよ。それを見越して、きちんと制度設計を本当はできればいいのですが、できないかもしれなくて。そうするとその負担が将来起きるかもしれないことを思いながら、行政側も何かある種義務を課さなければいけな

いので、処分については少し慎重にならなければいけないと思います。そのため、どのくらいコストかかるのだろうかという目安をやっぱり知りたいというのが1つ目です。

2番目なのですけれども、実際そのモデルケースでこのくらい発電できますという数字とですね、実際の稼働率のずれというのは、どのくらいあるのでしょうか。要するに気象によってもずれますし、あとは結構故障とかで止まるとか、そういうことで車の燃費と同じで実際の稼働率と何か差が出ているのか、そのモデルとして消費者の方に示すものと、それともあまりモデルとして示しているものと実際の稼働率っていうものに差がないのかどうかというところをお伺いしたいのですけれども、よろしくお願いします。

特に1点目は、業界団体としてはその不法に廃棄された場合に、一体どういうふうに対処しているのかという考え方も教えていただければと思っております。よろしくお願いします。

○一般社団法人太陽光発電協会事務局増川企画部長

まず、その廃棄費用についてですけれども、住宅用に限らずですが、一般的に初期費用の5%ぐらいというふうに言われております。実際に太陽電池だけ外すとすると足場の費用とかかかるかもしれませんし、それをどれぐらい見るかにもよるのですが、基本的には初期費用が例えば80万円だとすると、4,5万円ぐらいですかね、というふうに計算上はそうなります。

ただ、実際にやってみないと分からないので何とも言えません。でも一番かかるのは撤去の費用だと、モジュールのリサイクルとか、あるいは場合によっては埋め立てということあるかもしれないのですが、その処理費用よりも撤去の費用と、あと運ぶ費用が一番高く、それ実際に最終処分っていうのは必ずしも全体から見ると大きくはないかなと理解しています。

放置されることは、我々は、それはあつてはいけません。事業用に関して言いますとご承知の通り、外部積み立てが義務化されておりますので、それを活用すると。住宅用はそれがないっていうのは、空き家とかどうするんだっていうとやっぱり空き家の所有者の方が最終的にちゃんとやんなきゃいけないということと、あと行政が後始末しなきゃいけないということもあろうかもしれません。やはり基本はそのオーナー様がちゃんとしっかりそのメリットを享受したら、それを最後まで面倒見るということを徹底するしかないのかなと思っております。

あともう一つは。

○平野委員

実際の稼働率の問題ですね。

○一般社団法人太陽光発電協会事務局企画部長 増川

稼働率。何か不具合とか、何か影が隣のビルが建ってしまったとか、そういう場合は発電量が落ちることはあるかもしれませんが。そうじゃない限りは、私の知っている限りは、ほぼちゃんと想定通り発電している。そのためにもちゃんと発電量をモニタリングするとか点検するというのが大事で、場合によっては何かでパワコンが止まり、止まったまま一月発電していないと、パワコンが止まると発電しませんので、だからこそしっかり点検して、やってもらいたいということ。

あと例えば NEDO さんとか、日射量のデータがございまして、その地域、地域でその日射量からだいたいこのぐらいの容量だとこのぐらい発電するってシミュレーションができますし、ほとんどのケースは、ちゃんと発電していればそれから外れることは、まずないのと理解していますけど、よろしいでしょうか。

○平野委員

はい、分かりました。

追加で申し訳ないのですが、住宅用に事業者用と同じように外部積み立ての制度は考え得る選択肢としてあり得るのですか。実行可能かどうか。

○一般社団法人太陽光発電協会事務局増川企画部長

それは我々が言う立場ではないと思うのですが。それは国の方も色んな多分悩まれたと思うのですが、住宅用に関してはオーナーさんがちゃんとやってくれるだろうということで、そういう新しいのにリプレースするとか、家を解体するときにきちっとされ、処理されるはずということで住宅用は、対象にしなかったっていう経緯もございまして。可能かどうかは何とも我々が答えようがないのですが、少なくとも国の方は、住宅用については、必要ないだろうと判断されたと理解しております。

○平野委員

分かりました。ありがとうございます。

○藤野部会長

ありがとうございます。他の委員の方、何かありますでしょうか。よろしいですか。増川様、本当にご丁寧にご質問に答えていただきまして、どうもありがとうございます。

○一般社団法人太陽光発電協会事務局増川企画部長

ありがとうございます。

○藤野部会長

また今後も、川崎市側の方で、さらに市民の方々に説明する資料作成で、また色々お知恵をお借りすることになるかとは思いますが、どうぞ引き続きよろしく願いいたします、ご説明、ご対応どうもありがとうございました。

○一般社団法人太陽光発電協会事務局増川企画部長

ありがとうございました。

○藤野部会長

ありがとうございます。それでは議事の方に戻りまして、議題2の(2)の部会意見及び事業者ヒアリング等を踏まえた市民・事業者向けの資料作成、こちらについて事務局からご説明をお願いします。

○飛田脱炭素戦略推進室係長

はい。議題2の(2)についてでございます。

前回の炭素化部会において、多くの委員の皆様から、太陽光発電設備の疑問ですとか、課題などのご意見をいただいたところでございます。また当部会においても、藤野部会長から市民に分かりやすいような資料の作り方を検討していただきたいという、ご指摘もございました。

これらのことを踏まえまして資料の2-3から2-7、参考資料3を作成いたしまして、市民委員の皆様を個別に説明をさせていただいたところでございます。

本日はその中でご意見も頂戴いたしましたので、資料2-2を用いてご報告をさせていただければと考えてございます。今、画面上に資料2-2を展開しているところでございます。

最初に川崎市が義務化を行う理由といたしまして、まとめてさせていただいております。こちらなぜ太陽光発電が必要なのか、なぜ国ではなく川崎市がやるのかといった点を市民にしっかり明示していく必要があるんじゃないかというご意見をいただきました。

また、義務化導入理由に都市としての川崎らしさを入れた方がいいですとか、あとは今回、住宅用の太陽光発電設置を考えておりますけれども、山を切り開くことをしない太陽光を活用できるという点は都市の未来で、一つの未来像だということでご意見もいただいているところでございます。

2つ目に移りまして、市民・事業者、ハウスメーカーなどへの周知でございます。メリットと同時に太陽光発電の課題をしっかりと伝えていくことが必要ということでご意見いただいております。また初期費用ですとかメンテ費用、そういったものをしっかりと周知する必要があるという御意見もいただいております。

3つ目といたしましては、太陽光発電のメリットを事業者が説明できないという状況を変えるため正しい情報の周知が必要ということもいただいております、また、川崎市の

コミュニティ施策と連動しながら情報発信を行うのが良いのではないかとのご意見もいただいております。

また今回の情報発信につきましては、条例施行を待たず速やかに行った方が良いというご意見もいただいているところでございます。

3つ目で制度概要資料などについてでございます。今回、報告書制度という名称は、義務化が曖昧になるため、明示すべきというご意見いただいております。

また一般市民については義務化・負担という言葉に誤解がないよう説明すべきであるというご意見もいただいているところでございます。

4つ目に事業者等のハウス負担軽減でございます。こちらは、今後、改正建築物省エネ法の施行についても、業界的には大きな対応が迫られているというところでございまして、手続き等については複雑な制度としないなど義務対象者の負担を軽減する配慮が必要というご意見いただいております。

次に、東京都との関係でございますけれども、現実の経済面でも事業者が互いに行き来して活動しているというところでありまして、東京都方式に類似した制度の導入には一定の意義があるところでご意見をいただいております。

5番目に経済メリット・コストというところでございまして、再エネ義務制度が市内のビジネスチャンスに繋がる可能性があるというご意見をいただいております。

また、6番目以降ですけれども、省エネについて再エネと共に進めていくべきではないかというところですか、7番目災害への備え、8番目に電力系統問題というご意見もいただいております。最後9番目に誘導支援というところで、再エネ促進センターの仕組み、充実が期待されるというご意見もいただいているところでございます。

説明については以上でございまして、今後ですけれども皆様からいただきました意見を踏まえまして、資料の2-3から2-7、そちらにつきましてブラッシュアップをさせていただきます。市民向けに分かりやすい説明の方をしていきたいと考えているところでございます。説明は以上でございまして。

○藤野部会長

ありがとうございます。進行上、少し時間がなくなってきているので、併せて議題2の(3)、第2回脱炭素化部会でお示しした(仮称)再エネ促進事業の制度素案、こちらも併せて説明していただいて、後で委員、全ての委員から一言ずつご意見いただけたらと思います。

○飛田脱炭素戦略推進室担当係長

はい。分かりました。それでは議題2(3)について、資料の2-8を用いましてご説明いたします。

こちらの資料でございますけれども、一度個別説明の際にご説明させていただいております。

まして、本日は議論の内容と要点を絞ってご説明いたします。

まずはスライドの2ページ目でございます。こちらは答申では、基本的な考え方を答申に反映したい事項でございまして、詳細事項は答申を踏まえて別途検討していくというところでございます。

対象者、対象建築物、対象設備、算定基準、除外規定等、こういったところの考え方をこの部会の答申の中で定めていきたいと考えてございます。

続きまして、スライドの4ページ目でございます。新たな制度案の概要というところがございます。今回は、左から大規模建築物、中小規模建築物、あと義務対象外の建築物というところで分けておりまして、制度は4つございます。

1つ目が、延床2,000平米以上の建築物につきましては、建築主への再エネ設備の設置義務、こちらに加えまして制度3というところで、建築時に対する説明義務というところを考えております。

延床2,000平米未満の建築物につきましては、中小規模建築物といたしまして、制度2、一定程度の建築物を供給する特定建築事業者へ太陽光発電設備の設置義務を考えております。こちら特定建築事業者につきましては、年間総供給建築物の延床面積は一定以上の事業者というところがございます。現時点では国の目標である新築戸建住宅の6割を達成するよう設定するのが良いのではないかと考えてございます。こちらにつきましては本市では5,000平米程度になるというところがございます。こちらに加えましてさらに説明義務が加わってくるところでございます。

特定建築事業者が供給しない義務対象外につきましては、制度3の説明義務を行っていききたいと考えてございます。

さらに、制度の4番といたしましては、制度1から3の全体を支えるような仕組みでございまして、(仮称)再エネ促進センターの設置など、総合支援の取組をしていきたいと考えておりまして、設置、メンテナンス、撤去までの相談機能、市民事業者への太陽光発電等の正確な情報の提供、市内事業者の育成そういったところを取り組んでまいりたいと考えているところがございます。

次のスライド5に移りまして、こちら、義務対象建築物の代替措置、除外規定の考え方でございます。代替措置の考え方といたしましては、当該建築物への太陽光発電設置に関しましては、設置面積、高さ制限といった物理的な制約がある場合など、太陽光発電設置と同等の効果があるものに替え義務の履行を可能とすることを考えてございます。例といたしましては、オフサイトPPA、再エネ電力調達でございます。

次の除外規定の考え方につきましては、10平米未満の狭小な建築物、仮設建築物、こういったところを除外にしていくのが良いのではないかと考えているところがございます。

最後に、スライドの8でございます。こちらで2,000平米の考え方についてご説明いたします。こちら下限面積2,000平米でございますけれども、こちら建築物省エネ法の適合基準との整合ですとか、あと川崎市の制度であるCASBEE川崎の特定建築物の定義、そう

いったところを踏まえて2,000平米という設定をしておるというところでございます。

本日ご意見を伺いたい内容でございますけれども、4つございまして、スライド17でございます。

1つ目は、大規模建築物（制度1）に関しましては、「建築主」に対して義務を課し、その線引きラインを延べ床面積2,000平米以上とするとして設定することなどについてご意見を伺いたいと考えてございます。

2つ目につきましては中小規模建築物制度に対しましては、「供給事業者」に対して義務を課し、その線引ラインを国の目標である新築戸建住宅の6割を達成するよう総供給延べ床面積を設定することの妥当性についてご意見をいただきたいと考えてございます。

3つ目は代替措置、除外規定の考え方についてご意見を伺いたいと考えてございます。

4つ目は、その他制度案全体について現時点でご意見があれば伺いたいと考えておまして、こちら、は本日以降もご意見等いただければと考えてございます。

説明は以上でございます。

○藤野部会長

どうもありがとうございました。

今回は3回目で、4回とまだありますので、今日で全部潰すというわけではないですけれども、ただいまの時点でクリティカルだと思われることがあれば是非ご発言いただければと思います。膨大な資料なので、今日資料2-2から2-8と、あと参考資料3もそれに関連するものではあるのですけれども。

では順番に、あいうえお順でご意見いただけますでしょうか。あいうえお順だと早いのが、赤川委員、よろしく願いいたします。

○赤川委員

いま赤川と言いました？

○藤野部会長

はい、赤川委員、お願いします。

○赤川委員

すみません聞き取れなくて。2-2に関しては画面共有だけだったので、いいのではないかと感じでした。

2-8の資料に関してのことですが、大規模の線引きに関しては、だいたい2,000平米以上というところが妥当だとは思いますが。

この中で気になるのは、3番で、この代替措置と除外規定ですが、そもそもこの新たな制度の材料のところでもそうなのですが、建築士がかなり絡んでくるということもありま

すので、建築士に対する少し期待がすごくあるようですけれども、そんなに万能なツールじゃないところがありまして、少しその辺が、今どういうふうな代替措置と、除外規定というのがあるのか分からないのですけれども、こういうところまで建築士の説明義務の中に入ってくるとなると、中々個々の建築士がどれまでカバーできるかっていうのは少し不安なところもあります。

あと設置義務といいますか、法律化されると最終的に確認申請に絡んだりしてきますが、何かあった場合は、先ほどの太陽光のご説明の中に維持保全の話がありましたけれども、一応建築基準法上、建物の所有者や占有者、管理者はみんな維持保全をしないといけないという義務が必ず発生しておりますので、罰則はそこで出るというわけじゃないのですけれども、何か裁判があった場合は、基本的には義務があるということは、法律上決まっております。

なので、こういうところの確認申請に関係するとなると建築士が説明して、建築士が最終的に責任を負うという立場になってしまうので、その辺りのところまで少し気になり、太陽光の中身まで分かるかと言うと、その責任まで追えないというところもありますので、何かその辺りまでちょっと少し行政の方の方も考えていただきたいなって思います。

○藤野部会長

ありがとうございます。私から質問で、この制度の方向性としては、こういう方向性で大丈夫という理解でよろしいでしょうか。

○赤川委員

はい、だいぶ分かりやすくなったかなとは思いますが。

○藤野部会長

良かったです。どうもありがとうございます。

ではまとめてですね、3人ぐらい伺えればと思います。浦野委員お願いします。ミュートになっていますかね、浦野委員お願いします。浦野委員いらっしゃいますか。

○浦野委員

聞こえます？

○藤野部会長

はい、聞こえます。よろしくをお願いします。

○浦野委員

ここの資料に関しては専門分野でもないので、もう一度。前回、事業者の方に色々な意見を聞きに職員の方から行かれたかと思しますので、建築士・供給事業者の皆さんについて、こういう義務について、おそらく東京と重複している建築主事業者の方は理解されていると思いますが、それ以外の初めての建築士供給事業者がおられるかどうか少し分かりませんが、その方々にもう一度ちゃんと納得してもらえようような説明をするべきかと思えます。

先ほど部会長が言われた方向性については特に問題はないかなと思います。以上です。

○藤野部会長

はい。どうもありがとうございます。

大川原委員が欠席なので、ちょうど小林委員にあてようと思っていたらお手が挙がっておりまして、どうぞよろしくお願ひします。

○小林委員

すいません、部会長の声あまり、よく聞こえないのですが、私ですか。

○藤野部会長

小林委員からご発言をお願いします。聞こえますか？

○小林委員

今は聞こえます。部会長の声がよく聞こえなくて手を上げました。なるべく大きい声をお願いします。

全体として、とてもいいかなとは思うのです。ただ、そもそもご提案の討議事項の議論に入る前に、一言申し上げたいです。この間、東京都で同じような答申が出たので拝見させていただいたのですが、少し何か教科書みたいに大部で、あまり一般の人は読んでくれないかなという感じで、やはり答申のメインのところは分かりやすいようにしてほしい。背景資料みたいなことでそもそも温室効果とは、とかそういうものを書くのかもしれないけど、それは答申本文でなく、付属資料とか参考資料でいいような気がして、ぜひ答申としては普通の人、あるいは普通の事業者さんが読んでなるほどと思えることで、その根拠となるファクトについては本文中に入れ込まなくて外に出した方が、読んでもらえるのではないかと個人的に思いますので、まずそのことについて、特に問い合わせの内容ではなかったですけど思いました。

あと残りのこの4点については全体として支持するのですが、少し代替措置のところも今日もお話ありましたが、非化石証書みたいな追加性のない、要するに、世の中全体のCO2が減っていないやり方っていうのは駄目だよっていうのは、はっきりしていただきたいなど。PPAとか言う一般の人には全然分からないので、要はCO2が減らないやり方

は駄目だよってというのがはっきり出てればいいかなというふうに思いました。

それから先ほども建築士の方のご意見もありましたけれども、ごもつともだなど。建築物省エネ法でも建築士さんが施主さんに説明する義務があるわけで、説明していただくことはご理解いただけるでしょうけど、こういうことを説明すればいいんだよっていうのを提供して差し上げなければ、というふうに思います。建築士自体がいろいろ施主さんに説明するのは、いっぱいされていますので、具体的に何を説明するのかが分かりやすく書いていただければ、それでいいのかなと思います。ぜひその通りしていただければと思います。

それから除外規定のところですが、先ほどの太陽光発電協会のお話もありましたけれども、そもそも上限を設ける制限的な意味はあまりないと思うので、協会のご意見は大いに結構と思います。つまり、ただその絶対これだけは入れてよってというのははっきりしておかないといけないと思いますが、上限まで丁寧に設ける必要はないのかなという気が聞いていたいたしました。

あと最後の点ですけども、全体としてそれはこれでいいとは思いますが、確か平野先生が仰ってましたけれども、省エネが大事だっっていうのはすごくあると思うんですね。省エネをしないと再生可能エネルギーで全部尻拭いするっていうのは大変なので、省エネについてはこの制度ではないのかもしれませんが、やはり今度の建築物省エネ法の規制強化に伴って、その省エネ基準が義務化されると、その実際に建築確認をする地方庁か建知事が上乘せでその規制をすることもできるようになるはずなので、むしろ川崎市では、省エネのことも併せて検討すべきだと思います。今回は検討してないので、付帯意見みたいなことで、そういうことが大事だという意見がせっかくあったということは伝えていかないと、全部再エネでやるのかという、あらぬ誤解を生むかもしれないので、省エネもちゃんとやるのが当然だよっていうことを書いていただきたいというふうに思いました。以上です。

○藤野部会長

ありがとうございます。基本的には全部反映すべき意見かとは思いますが、事務局で特に何か意見ありますか。

○飛田脱炭素戦略推進室担当係長

今、赤川委員と小林委員からいただきました説明のところですけども、今回おっしゃる通り、建築士や、特定の事業者義務が課されることによる負担があると思います。

制度目的は、あくまでも太陽光発電といった再生エネルギーの普及を目指しておりますので、そういった義務制度に伴って負担が増すような制度にならないように、今後いろいろなご意見を伺いまして制度構築の方をさせていただきたいと考えてございます。

○藤野部会長

どうもありがとうございました。

それでは続きまして、小泉委員いかがでしょう。

○小泉委員

制度の方向性全体につきましては、今日も説明がありましたが、国全体の電力の安定供給にも繋がるということでございますし、また地域としての経済対策ということで効果が期待できると思っておりますので、全体的に進めていただきたいと思います。その意味で、なるべく市内事業者がビジネスチャンスとして参加していくことを期待していきたいので、今日の資料の2-8の4ページに（仮称）再エネ促進センターの設置などがございますが、是非市内の中小企業や建築関係の事業所、施工会社、リサイクルの事業者など関連するような企業や団体を巻き込んで、全体としてビジネス機会の増大だとか、経済の活性化に繋げていただけたらいいなと思いました。

また少し、この制度とは違う、支援制度ということになると思うのですが、先ほどの説明に質問もさせてもらったのですが、蓄電池とセットにした設置が非常に電力の安定供給のためにも重要だと思っております。国でも支援制度を考えているようですが、ぜひ川崎市としてもそのあたりを充実する施策を進めていけたらいいなと思いました。以上でございます。

○藤野部会長

どうもありがとうございました。では続きまして志水委員お願いします。

○志水委員

温暖化センター志水でございます。

私も制度自体に関しては、非常にいいなとは思っているのですが、説明義務というところで、本来の意味というか、価値というかそういうことをちゃんと建築業者側の方にも理解していただくような仕掛けも必要ですし、聞いた側も重要事項説明書のように、はい聞きました、チェック、みたいな感じでは終わらないような仕掛けが欲しいなと思いません。

あと、少し4番とは離れてしまうかもしれないのですが、設置する側からするとやっぱり太陽光発電を何台も設置する人はほぼいないと思うので、やはり最初に気になるのがメンテナンスはどうなるのか、壊れちゃったときどうするのか、そういうところも非常に気になる場所であると思うので、その辺もきめ細かな対応というか、安心できるような何かが必要かなと思っております。以上です。

○藤野部会長

ありがとうございました。続きまして田村委員をお願いします。

○田村委員

この2,000平米以上という、最初の委員の方からも出たところで2点、お願いというか要望があるのですが。1点は2,000平米がいいのかどうかということですが、市民の方向けになぜ2,000平米なのか、資料の中に入っているのかもしれませんが、分かりやすく説明をしていただければという要望が1点。

もう1点ですが、法律の専門家として他法令の運用を見たときにですね、義務との関係でいったときに、他法令でもあるのですが、あるところ以上で基準値を引いたときに、それ以下ギリギリで建築したり設定すると、その場合にあまりにも義務内容が重かったりすると、1,999平米でいくんだ、という人がかなり多く出ることになると、制度としての目的が頓挫するということになりますから、やはりそのあたり丁寧な説明と、それから義務を課される人々や事業者の方に対してもやはりメリットがあるとすれば、十分に制度設計をしていただくような配慮が必要じゃないかなと。この2点、感想として述べさせていただきます。

○藤野部会長

ありがとうございました。以上3名からのコメントについて、事務局特に何かあれば。

○飛田脱炭素戦略推進室担当係長

市民、事業者の方に分かりやすい説明ということで、メンテであるとか壊れたら、ということもございましたけれども、まさにそういったところ義務制度と合わせてやっていくべきだと考えております。

あと今の2,000平米を下回るような建物が建設されるというご指摘もございましたけれども、そういった観点も踏まえて、実効性のある制度設計を今後進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○藤野部会長

ありがとうございます。それでは続きまして馬場副部会長いかがでしょうか。

○馬場副部会長

ありがとうございます、聞こえてますでしょうか。

○藤野部会長

聞こえております。

○馬場副部長

既に多くの論点が出されました。また、前回の部会は、私は議事録を拝見させていただくに留まったのですけれども、そこで出された様々な論点、私自身からも出せていただいた論点について事務局の方もしっかりと情報収集されて、多くのことにお答えになっているのではと思っています。

蓄電池の重要性とか省エネの重要性だとかは私も重要だと考えますし、そういったところも含めてお答えになっていて結構かと思います。今日の説明にはなかった説明資料2-3と2-4に重複がある箇所をさらに整理していただき、誤解の無いように分かりやすく伝えていただければと思います。

このように制度を詰めてきていただいたので、この制度全体について大きな齟齬というか、反対意見はありません。今日、今画面共有されている論点についても特に大きな意見は持っておりません。こういったことで制度をさらに詰めていただければというふうに思っています。

特に今までのこの一連の皆さん、各委員にお伺いをいただいている中で出てきたところでは、やはり一番多かったのは建築士に関連することかと思います。ここは事務局もおそらく認識されていると思いますけれども、京都府・市の制度ではそういった建築士に対する手引きなども用意しておられますし、そういったことを是非おすすめいただくようなことであればよろしいのかなと思っています。

もう一つ重要な役割を担うところとして、再エネ促進センターというのが出てきています。ここがやはり今後この制度の運用上の極めて重要な2大アクターのもう一つだと思われるので、ここのスキルアップをどうするのかというのが今後のこの制度運用の重要なキーとなるかと思っていますので、是非そこら辺の充実を図っていく方向でご検討いただければと思っています。以上でございます。

○藤野部長

どうもありがとうございました。続けまして平野委員お願いします。

○平野委員

よろしく願いいたします。

私自身、専門から遠いところなのであまり厳密に評価できていないというところはお含みおきいただきたいと思います。その上で3点なのですが、まずやはり温室効果ガスの排出削減という観点から言うと、本来なら複合指標で迫っていかなければいけないこの問題に、例えば先ほどおっしゃっていただいたように、蓄電池の話とか省エネの話とか、それプラスこの太陽光発電のお話が出てくるので、これは実は三位一体、ある程度、複合指標で何か達成していく、評価していく、義務を課すとか制度設計が本来ならば必要なのだろうなというふうに思いました。

2点目ですけれども、先ほど2,000平米についても丁寧な根拠の説明が必要だと仰っていらしたのですけれども、それと同様に、新築の6割ってところも実は、本来ならば根拠が要るわけなのですよね。なぜ6割とするのか、大学のテストも根拠なく6割を合格点にしているので、6割っていうのは割とその点で使いやすい数字ではあるのですけれども、6割なのか、例えば半分が達成したらなのか、8割方いくのか、っていうふうなところで、実はこれ自身も根拠が必要で、そのときに温対計画との整合性という話が産業部門の話では出ていたので、そのあたりを含めた実は説明として根拠が必要、無いときは無いってことになってしまうのですけれど、いるのかなと思ったところがあります。

3点目ですけれども、少し気になっているのは、やはり太陽光を設置できる人、費用負担できる人はエネルギーコストが下がるが、そうではない人のエネルギーコストはむしろ再エネ賦課金とかで上がっていくわけですよね、負担が。その社会的な不平等っていう問題がどうしても起きてくるので、その点でやはり太陽光発電を推進することはいいことだとは思いつつも、気になるところでもあります。これは別に強い意見でも何でもありませんが、3点目です。

最後にもう一つなのですが、設置義務違反はどうなるのかということで、設置義務違反すると建築許可が下りないのか、何か罰則があるのか、どういうことを考えてらっしゃるのかっていうのを質問としてお伺いしたいなというところがございます。以上でございます。

○藤野部会長

ありがとうございます。一応6割というのは、いま国の目標が6割なので多分それを言っているのかなと思いますけれども、ありがとうございます。

あと2人も意見をお伺いできたらと思います。山下委員お願いします。

○山下委員

ありがとうございます。山下です。

もう既に委員の方々からのご意見、そして今朝ほどは、JPEAの増川様からの大変高説なエネルギーの生産、そして設置における維持、廃棄に至る一連の流れについてご説明も伺ったところです。それを含めまして、結論として私もこの制度の導入に対して支持したいと考えています。

個々の点についても、既にご指摘され、重複するところではありますが、せっかくの機会ですので簡単に申し上げたいと思います。

まず前提として、市条例において、再エネ義務化ということですので、川崎市の地理的な、あるいは地勢的な特性、湾岸から住宅の多い丘陵地に至る、様々な自然的、あるいは産業経済的な環境というものに十分な配慮をされた計画条例の改定であってほしいというのが一番の願いです。大規模につきましては、特にはございません。

2点目の中小規模建築物、新築戸建ての6割については直前にご意見もあったところで

ございますが、この点につきましては、6割ということをご答申で、仮に定めるといたしましたら、その後の技術検討部会において、その例えば地域ごとの設置可能な割合、その他とも整合性のとれるような、より整備された計画というものを現時点で謳っていただくとともに、第2点として、2030年カーボンハーフ、2050年ゼロエミッションに向けた一連のロードマップが分かるような、既に既設されている再エネ設備が入れ替わっていくといった時間枠の中で新築戸建ての供給、その建物の入れ替わりも含めた一連の達成に向けたロードマップが示されると一層良いのではないかと考えています。

第2点として、やはり除外・代替規定ということが必要だと思います。私の誤解でなければ先ほどの資料では除外については、延べ床面積の10平米未満というものが指摘されておりましたが、当然のことですが、日照・通風・その他10平米以上であっても狭小、あるいは変形土地で設置が適切でないような土地の除外といったことも、より詳細に検討いただきたいというふうに考えています。

第3点として、やはり小規模住宅の住まい方について、建売分譲から注文住宅、これもユニットによって生産されるものから、建築士また場合によりましては中小規模の施工業者様によって施工されるような様々なものがあり得ます。あるいは小規模の集合住宅である、あるいは賃貸型住宅で、実際には所有者とともに占有者の関わりがメンテナンスにおいてとても重要になってくるような、そういうものについて行き届いた説明と、その維持管理というものが適正になされるような工夫をぜひお願いしたいと思っています。

建築士、供給業者に対する説明義務の反面で、住宅の利用者に対し、特に若年層に危機感が多く共有されている環境配慮、あるいは利便性、これも経済面や災害レジリエンスの利便面も含めまして、消費者の側で納得をし、あるいは市場メカニズムの中で、より優良な住宅環境の選択がなされるような、そういう政策誘導というものをバックボーンに是非据えていただきたい。答申にもそのような形で、市民の方にも分かりやすい説明を期待するところです。私からは以上でございます。よろしく申し上げます。

○藤野部会長

大変ご丁寧にご答申ありがとうございます。

それでは最後になりましたが和合委員、よろしく申し上げます。

○和合委員

はい。聞こえますでしょうか。

○藤野部会長

はい、聞こえております。

○和合委員

和合です。

自分からは、今回あまり触れられなかったと思うのですけれども、誘導支援制度のところ、補助金の制度について少し疑問というか、自分の考え的なものがありまして、いま現状ある補助金制度から多分さらに、この誘導支援のために事業者だったりというところに補助金を使っていくと考えているのですけれども、その中でやっぱり基本的に市民の立場としては税金が何に使われるかっていうのはすごく気になるところで、基本的には税金は恵まれてないところだったりとか、社会保障とかっていうところに使われるものだという前提で僕は考えているのですけれども。そういった中でこういう、太陽光パネルの制度とか、あるいはそのメリットとかっていうのを見てみると、自分の理解では長期的に見れば、経済的なメリットは、投資回収は十分できるのではと考えていまして、そういった中で、これからさらに大規模に補助金を投入して誘導支援をしていくよりは、新規の新築の住宅にかかる太陽光パネルの設置のところに補助金はなくても、正直ちゃんと分かりやすく説明できたらいいんじゃないかなというのが、個人的には考えています。その辺りをもう少し何か詰めてご教授いただきたいなと思っています。以上です。

○藤野部会長

どうもありがとうございました。

特に最後のご意見は金融機関とも連動して、例えば太陽光を積極的につける方は低利でお金を借り入れて、後でちゃんとそれが戻ってくるとかですね、多分、市が直接お金を貸すというのは少し難しいような気がするので、そういう知恵もひよっとしたらあるのかなと思ってお聞きしました。

特に事務局、4名の方のご意見に対して何かありますか。

○飛田脱炭素戦略推進室担当係長

平野委員からいただいたご質問にお答えさせていただきます。設置義務に違反した場合の我々の考え方ですけれども、もし義務違反があった場合、まずはこちらの方から指導、勧告をさせていただきます。それでもなお達成できなかった場合には公表ということで考えてございます。こちらに関しましては建築確認申請とは分けて運用していきたいと考えてございます。以上でございます。

○神山脱炭素戦略推進室担当部長

すみません、和合委員のご質問といいますかご意見に対しましてですけれども、やはり義務制度を導入する中で、義務に対して補助を打つのはどうかという議論も確かにございまして、制度設計の中で考えていきたいと思っております。以上でございます。

○藤野部会長

はい。ありがとうございます。今皆様からご意見いただきましたが、さらに何か追加でどうしても発言されたい方がいましたら、お願いします。

私としては、皆様は基本的には色々問題がまだ残っていますけれども、この仮称、建築物を入れるかも仮称ですけども、再生可能エネルギー総合促進事業の制度につきましては、基本的には進めてよろしいのではないかという方向で、部会の総意としてはそれで問題ないのかなと思いましたが、もし、いやいやまだまだだ、という方がいたらぜひご発言いただきたいのですけれども、よろしゅうございますか。

私としても、例えば代替とか除外規定とか、まだ曖昧なところが残っていますし、そもそも制度が仮に決まったとしても1年間の試用期間みたいなのもあったりとか、再エネセンターの話もあったりとか、特に山下委員からもロードマップのお話をいただいてとても重要だと思うのですけれども、もうちょっとシミュレーションが必要かなと思っています。答申をする前にもぜひ事務局には、実際にこれが動いたらどんなことが起こりうるかっていうのを、もう想定できる範囲内ではもうほぼシミュレーションしました、くらいにしていたかかないと、少し安心して答申まで持っていけませんので、せっかくいい制度だというふうに委員も後押ししたいっていう気持ちがあるのですが、運用でこけちゃったらどうしようもありませんので、是非そこはお願いして、それでもよろしければ部会の総意としては、進める方向で今後の議論もさらに続けていけたらと思います。

何かご異論とか、よろしいでしょうか。よろしいですか、はい。ご協力どうもありがとうございます。

とても大事だったので、時間を使わせていただきましたけれども、それでは次の議題、議題3（仮称）事業活動脱炭素化取組計画書・報告書制度の制度案、こちらについて事務局から簡潔にご説明いただけますか。田村委員が15分早く出なければいけないので。

○加藤脱炭素戦略推進室担当課長

はい、脱炭素戦略推進室の加藤でございます。

議題3につきまして、要点だけになりますけれども、ご説明させていただければと思います。資料まず3-1から3-3まで3種類ございます。うち3-1の方が、制度の背景でございます。背景をまとめさせていただきました。それに基づきまして3-2の方で新たな制度概要案、3-3の方でこれまでいただきました委員の皆様、および事業者様からいただきましたご疑問ご質問に対してのよくある疑問を解消という形でまとめさせていただいたところでございます。

本日まず3-1でございますけれども、こちらこれまでの説明内容と重複いたしますので、割愛させていただければと思います。

引き続き資料3-2の方でご説明させていただきたいと思います。まずこちら答申に反映したい事項でございますけれども、表の方でございます通り、答申では対象者、対象期

間、評価軸・評価項目、こういった基本事項につきまして答申いただきまして、詳細につきましては答申を踏まえて、別途、制度設計をしていきたいと考えております。

新たな制度の評価軸でございます。こちら評価軸につきましては、2種類用意してございます。まず評価軸①として2030年度、評価軸②として2050年と、この2本を見据えた評価軸としてございます。評価軸①につきましては、市の温対計画の2030年度目標の達成に向けて、業種ごとにCO2削減の基準の方を設定しまして評価をさせていただくと。評価軸②につきましては、2050年を見据えまして、各社の中長期目標ですとかイノベーションの取り組み、そういったところを評価させていただいて、脱炭素化から日本全体への貢献度、そういったところを推し測らせていただくという設定とさせていただいているところでございます。こうすることによりまして、もし評価軸1で直近の取り組みがどうしても振るわないという企業様でも、2050年に向けた取り組みというところで評価をさせていただけるような、制度設計となっているところでございます。

評価につきましては3段階、ABC評価という形でさせていただいて、下の緑の枠でございませけれども、評価に当たりまして専門的な知見を有する有識者等による評価ということで、公平公正な評価を進めていくという形にしております。

2ページ飛びまして、3の(4)公表項目一覧でございませけれども、評価軸①評価軸②につきまして、記載の通り、評価項目の案の方を掲載させていただいております。必須・任意で必須となっているところを必須の評価としつつ、2のところ、取り組みの方をプラスアルファの加点をさせていただきたいという設計としてございます。

先ほどの必須の項目の点数に対しまして、9割以上の得点を取れていればA評価というような形を評価のイメージとして掲載させていただいております。

次のページ、11ページでございませけれども、評価基準のイメージで、各項目、国や市の計画ですとか、研究所等の指標に基づきまして、評価基準を設定させていただくイメージでございませ。今画面にございませるのは、直近のCO2削減割合ということで、こちらの方は市の温対計画に掲げる削減目標をベースにさせていただいております。以下、エネルギー消費原単位等につきましても同様でございませ。

評価軸②でございませけれども、こちらの評価基準のイメージでございませ。こちらにつきましましては一番上、グループ全体での中長期の温室効果ガス削減目標を必須とさせていただいて、それ以外は任意項目ということで取り組みの方をなるべく広く拾わせていただいて評価をさせていただくというところでございませ。こちらグループ全体の取り組みを評価するものでございませ、川崎の事業所だけの評価では難しくても、事業者全体の方を評価していただきたいというこれまでも声もありましたので、その点を踏まえてグループ全体での取り組みを評価させていただく仕組みとさせていただいたところでございませ。

ちょっと飛びますが、スライド19ページでございませ。公表のイメージでございませけれども、対象事業者の項目別評価ですとか事業者別評価、こちらを分かりやすく一覧表

に取りまとめまして、ホームページに掲載させていただくという形でございます。また当然ながら、イノベーション技術などの秘匿情報につきましては公表を差し控えて進めていくというところでございます。

公表によるフォローアップ手段のイメージでございます。こちらにつきましてはやはり事業者様の方から、低評価に関する公表というところに対しまして、ご不安・ご懸念をいただいているところでもございましたけれども、以下に記載の通り、フォローアップ手段を講じていくということを考えてございます。①では、3年間などの公表期限を設定する。②では、時限的・経過的措置を設けるということで、例えば（例2）のようにですね、制度制定から3年間は高評価者のみを公表して進めていくと。その他、④にございますように、事前の意見聴取手続きなどを設けまして、特定事業者の不利益に配慮して参りたいと考えているところでございます。

簡易版でございますけれども、こちらの中小規模事業者の脱炭素化を促進するために設定していきたいというものでございまして、インセンティブの働く支援メニューの構築が重要と理解しているところでございます。イメージとしましては、義務対象者の制度に比較しまして、丸がついている2項目、CO2排出量削減と再エネ・電化の導入という部分のみ必須させていただいて、あとは取り組んでいただいているところを任意に書いていただくというところで、できるだけ記載項目も少なくして取り組みやすいものとしていきたいと考えているところでございます。

最後に誘導支援策でございます。大規模事業者につきましては、まず2030年度の目標の達成に向けましては、市の三角の真ん中のところで、市の担う余地・意義につきましては限定的とは考えてございますけれども、助言・指導の拡充・実効性向上、こちらが大変重要と考えてございます。下の論点にございますように、今後、「再エネ電力調達」や「電化」促進に資する助言・指導の機能を強化して、脱炭素化へ誘導していきたいと考えているところでございます。

併せて評価軸②は2050年に向けてでございますけれども、イノベーションに向けた企業のチャレンジを中心に評価というところで、やはり同じく三角の2つ目、市が担う余地・意義は大きく、企業のチャレンジを誘導支援していけるものと考えてございまして、下の論点にも記載がございますけれども、現時点で想定している誘導支援のイメージとしまして、グリーンイノベーションの取り組み支援ということで、既に脱炭素戦略推進室の方でワンストップ窓口という形で一元的に企業様のご相談等を受け付けているところでございますけれども、そういったところをより機能強化してまいりまして、技術開発支援をしていきたいと。その他③④にございますように、庁内や国・支援機関そういったところと連携して総合的な支援を進めてまいりたいと考えているところでございます。

最後に中小規模事業者向けの誘導支援でございますけれども、こちらはまず左上の伴走型支援、まずは排出量算定の支援というところからスタートしていくと思いますので、きめ細やかな伴走支援をしつつ、右側の広報支援のような取組事例を発表して、横展開で広

げていくというようなところを中心に進めていきたいと考えているところでございます。

非常に駆け足でございましたけれども、以上で説明の方は終了させていただきたいと思
います。

○藤野部会長

いつもこちらの方の議題の時間がなくなってしまって申し訳ありません。

もし田村委員から何かあれば、マイクをオンにしてください。

○田村委員

特にありません。丁寧な説明でよく理解できました。有難うございます。

(11時43分 田村委員退席)

○藤野部会長

どうもありがとうございました。

では他に、これは全員に当てたらとても時間がなくなってしまうので、ご発言をご希望
される方は、手を挙げるマークなり直接お話いただけたらと思います。よろしくお願
いいたします。平野委員お願いします。

○平野委員

平野です。3点簡単にありまして、1つ目ですけれども、業種別でいくということで、
この分類のこの業種の大きさっていうのは仕方がないと思うのですね。このくらい大きく
測っておかないとそれぞれ個別に設定するのは難しいと思うのですけども、中でも製造工
程で二酸化炭素が必ず出るところありますよね、鉄鋼とセメントとかですね。そういうと
ころにはかなり厳しいかなというふうに思っておりまして、そうしたところに対してもこ
うしていくしかないのですけども、ちょっとどうしたらいいのかなっていうのが悩みど
ころというのが1点目です。

2点目は厳しいところにヒアリングをかけてみて、こんな制度を考えているのですけど
もどうですか、というところで、それでも構わないからチャレンジしますということであ
るならば、それはそれで致し方ないのかな、業種固有性もあまり全部はフォローしきれな
いってことになるのかなとは思っています。ただ、何らかの手当が必要であるならば、少
しその追加ポイントのところで評価を若干調整する必要があるのかなとは思っています。
というのもやっぱり産業自身が全部なくなってしまうたら、川崎市としては本望ではない
というふうに思っているというところがあります。

3つ目はやはり産業が出ていくことと、その評価との関わり合いが難しく、例えば大
規模な撤退をすればすごく良い評価が得られるわけですね、この評価軸で言うと。例え

ば製造能力を半分に削って二酸化炭素の排出量が半分に減りましたっていうのはA評価になるわけですよね。果たしてそれA評価と言っていいのかなのかというのがすごく悩ましくて、やはり、それは売上に対してどのぐらい減らしていったのか、みたいところが指標になってくる。原単位に近いところですけども、その辺りの手当をどのように考えていくのかっていうこと。もしくはもう環境計画は産業とは別だと言って、もうそれは考えないとするのかということもあると思いますが、少し難しさを感じたというところですよ。以上です。コメントだけでそんなにアイデアがあるわけではなく、言いつ放しになってしまって申し訳ないのですが、以上でございます。

○藤野部会長

ご指摘ありがとうございます。事務局何かありますか。

○加藤脱炭素戦略推進室担当課長

はい。実は、今お話にありましたセメント・鉄鋼のような企業様の方にも一部ヒアリングは進めさせていただいているところがございます。そうした中で、こういった制度をやること自体への反対というのはなく、制度自体はご理解いただいていると。ただし、どうしても悪くなってしまう部分が出てしまったときに大丈夫かな、というご懸念は持っていらっしゃるというのは事実でございます。そうしたところを踏まえて、先ほどご説明させていただいた中にフォローアップというところで、一定不安には答えさせていただきたいという部分と、2030年に向けてはどうしても業界の皆さんも難しいということもございませぬので、その分2050年まででしっかり拾って行って、中長期的な活動に対しての評価をさせていただいて、それをできるだけ分かりやすく見える化したり、広報させていただくのは我々のできるところと思ったところでもございますので、改めてそういったところをしっかりと制度設計の中で考えていきたいと思っております。

併せて、出てきてしまうところに対しては、良い評価になるように支援していくということが本来のお話なのかなと理解してございますので、まだちょっと支援策というところは考え方というところでまとめさせていただいているところですけども、しっかり大企業のグリーンイノベーションの取り組みを支援できるようなそういったところも考えていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○藤野部会長

ありがとうございます。平野委員、今のでよろしいでしょうか。

○平野委員

はい、承知しました。少し細かくその辺はフォローしていただければなと思っておりませぬ、よろしく申し上げます。

○藤野部会長

どうもありがとうございました。小泉委員、お手が挙がっています。お願いします。

○小泉委員

今日の資料の19ページの公表方法のイメージとあるのですが、それは多分、企業ごとの評価があると思うのですが。そこで質問というか、こんな考え方があるのかというのは、川崎市が評価者として総括的なコメントというか、総合的な評価コメントがあってもいいなと思いました。

例えば、相対的にこの年度は省エネに取り組んで高い評価を得た事業者が非常に多かったですよ、とか、あるいは再エネではこの年度は中々進まなかったとかですね、そういった時代背景もあったり、簡単な分析・説明や中小企業が頑張っていたら頑張っているな、みたいなコメントが入っていると、それで企業も反省材料というか、現場の人が本社に対して、川崎市が全体をどのように評価して、うちはこの辺のABCのBで頑張っていますよ、とか。そういう反省とか発憤とかの材料に繋がるようなコメントを期待したいなと思いました。そのことを考えてみられたらどうですかという、感想的な発言です。以上です。

○藤野部会長

どうもありがとうございます。事務局何かありますか。

○加藤脱炭素戦略推進室担当課長

はい、ありがとうございます。

確かに今おっしゃる通りということもございますので、公表の仕方に当たっては今後検討を進めていく中でですね、今のご発言も踏まえて検討を進めていきたいと思っております。

○小泉委員

どうもありがとうございました。

○藤野部会長

他の委員の皆様いかがでしょうか。小林委員お願いします。

○小林委員

ありがとうございます。今回この制度をこういう形で検討してきていますので、別にこれに反対するものではないのですが、ただ、そもそも産業部門のその削減率が計画通りには全然高まって行ってなくて、このままではさらに趨勢では削れないというのが前提で、制度を厳しくするといいますか、厳しくなってしかるべきものと思いますが、現在の案は

努力を評価してオープンにするっていうだけの制度に留まっております。それ自体は悪いことじゃないので反対はしませんけれども、これでうまくいかなかったら、もっと東京都みたいに、工場なり企業体にも排出量の規制をすとか、そこまで書かなくても結構ですが、もう少し厳しい政策というのをしなくてはならないのじゃないかなということを考えています。ですので、今回はこれで一度頑張ってみよう、しかし、もしうまくいかなかったら規制も考える、というようなトーンで報告をというか答申を書いていただければありがたいなと思います。

最初からずっと言っていますけど、褒め育てで本当に排出量を削れるのかっていうのは、私はすごく疑問です。

それからあと、工場が出ていってしまうのじゃないかってことですが、産業が出ていく場合は日本からも出ていってしまうと思うので、それはそれで仕方がないなと。日本としては儲かる産業に残っていただいて、日本にいたら儲からない産業はしょうがない、他の国に譲るとというのが大局観だというふうに思っております。ただしかし、川崎市だけで厳しいことをやると、日本の他のどこかに行くっていう可能性はあるので、1都3県なんかで共通の制度や、将来的には、そういうことをやっていくってことも考えているのだということも方針として伝えておくことが、企業がここで頑張ろうっていうふうに思っただく前提になるのじゃないかなというふうに思います。

ですから、今回これで上手いかなかったらもっと色々考えなきゃいけないのだから、現にもっと厳しくやっている自治体もあるものですから、そういうことも匂わせつつ、今回は褒め育てでいってということにしているということにして頂けると私としてはありがたい。部会全体の答申ですので、私だけが言っているかもしれないが、褒め育てだけでは少し信用ならないというのが私の意見ということで敢えて言わせていただきました。

○藤野部会長

どうも重要なお指摘ありがとうございます。事務局いかがでしょうか。

○加藤脱炭素戦略推進室担当課長

ご指摘ありがとうございます。ご懸念の方お話としては承らせていただきたいと思うと共に、この制度をやっていく以上は当然実効性のあるものにしていくという決意の下やってく必要があると理解してございますので、そのところは肝に銘じて進めたいと思います。以上でございます。

○藤野部会長

それと今1都3県に広げたらという話もありましたが、何か今、お考えはありますか。

○井田脱炭素戦略推進室室長

よろしいですか、事務局の井田でございます。

1都3県連携してやっていくことも重要かと思うのですが、それぞれの地域に産業の特性や排出量の実態等の違いもございますので、そういったことを踏まえながら、川崎市の取り組みとしては横展開というか、情報発信をさせていただいて、それぞれの特性に応じたやり方ということで情報共有をして、それが首都圏全体でパッケージになる、というような見せ方もあると思っておりますので、川崎市の取り組みは引き続き横展開の方はさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○藤野部会長

ありがとうございます。確かに1都3県に限らず、同様な業種をお持ちの自治体さんにもこうやって上手くけそうだといいなと今聞いて思いました。ありがとうございます。他の委員の皆様いかがでしょうか。

毎回、説明を短くしてしまっているの、ひょっとしたらだいぶイメージはついているのかなと思うのですけれども、もうちょっと例みたいな、A社、B社、C社とかが仮にあったとして、こういう状況だとこういう評価になってとか、それをどういうふうに褒め育てるのか、厳しくもやるのか、どういう方法はあるのかということをつかシミュレーションしてそれをご説明いただくと、私もそうですし、ひょっとしたら他の委員の皆様もよりイメージが湧くのかなと思われましたので、よろしければ例えば次回とかにご検討いただけたらなと思います。

他いかがでしょうか。よろしいですか。特にこちらいつも議論の時間が短くなってきておりますけれども、特に挙手なり、画面でアピールされている方はいらっしゃいませんか。

では一応こちらの議題3につきましても、議論できたかなと思いますので、それでは最後の議題4、今後のスケジュールについて事務局からご説明をお願いします。

○内田脱炭素戦略推進室担当課長

はい。それでは最後の議題になりますが、今後のスケジュールについてご説明させていただきます。冒頭申し上げましたように、今回議論を深めるために臨時の部会を1回追加で設定させていただきたいと考えてございます。次回の開催につきましては、9月13日を予定させていただきたいと思っております。次回の論点については、こちら記載の通り答申案ですとか、それぞれの制度について議論を考えていくということを想定してございます。説明については以上でございます。

○藤野部会長

はい、ありがとうございます。何かありますでしょうか。また、全体を通じてもし何

か、委員の皆様の方からあれば。

私の方からは、今回事務局に更に頑張ってもらって複数の資料を作成していただきましたので、これは言ってしまうと事務局だけが作る資料ではなくて、部会の資料ですから、何か細かいところでも何かお気づきで、ここはこういうふうにした方がもっと客観的に分かりやすいとか、もっと簡潔に示せるのではないかと、またはもっとここは足した方がいいのではないかと、というところは、ぜひ手書きしてFAXで、または写真を撮って送るかですね、どんなやり方でもいいと思うのですけれども、ぜひお気づきのところ、これは皆さんの資料ですから、事務局の方に是非お伝えいただけたらと思います。そちらの方は、追加意見自体は8月29日（月）目処ですが、資料のお気づきのところはそれを過ぎても常に、もし何かあれば是非事務局にご共有いただき、また何か私の方にもし言いたいことがあれば、是非連絡取っていただけたらというふうに思います。

はい、よろしいですかね。はい、どうもありがとうございました。それでは進行の方を事務局にお返しします。

○内田脱炭素戦略推進室担当課長

はい。ありがとうございました。本日の第3回部会につきましては、これで終了させていただきます。

次回は9月13日の開催を予定しております。開催形式については、本日のようにハイブリッド開催を想定しております。

委員の皆様、長時間のご審議ありがとうございました。以上で終了させていただきます。

11時57分閉会